

ダイワ SMA 口座約款（法人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>（ダイワ SMA 口座）</p> <p>第 2 条 ダイワ SMA 口座とは、第 3 条第 1 項に定める当社所定の条件に基づき開設している口座であって、これに本サービスが付加された口座（以下、「本口座」といいます。）をいいます。</p> <p>2. 申込者が本口座の開設申込を行う場合、申込者は本口座とは別に、保護預り口座及び振替決済口座を開設する必要があります。（以下、本口座でない保護預り口座及び振替決済口座を「一般口座」といいます。）なお、申込者が開設済みの保護預り口座及び振替決済口座を有する場合においては、改めて一般口座の開設を行う必要はありません。</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>	<p>（ダイワ SMA 口座）</p> <p>第 2 条 ダイワ SMA 口座とは、第 3 条第 1 項に定める当社所定の条件に基づき開設している口座であって、これに本サービスが付加された口座（以下、「本口座」といいます。）をいいます。<u>また、第 2 章に掲出の契約資産とは、第 5 条第 4 項に定める運用サービスの利用を目的とした預り資産をいいます。ただし、投資一任契約（信託管理型）（別途申込者と信託銀行間において特定金銭信託契約を締結している投資一任契約をいい、以下、「信託管理型」といいます。）の場合には、申込者と信託銀行間の特定金銭信託契約に基づき信託された資産で、第 5 条第 4 項に定める運用サービスの対象となるものをいいます。</u></p> <p>2. 申込者が本口座開設の申込みを行う場合、申込者は本口座とは別に、保護預り口座及び振替決済口座を開設する必要があります。（以下、本口座でない保護預り口座及び振替決済口座を「一般口座」といいます。）なお、申込者が開設済みの保護預り口座及び振替決済口座を有する場合においては、改めて一般口座の開設を行う必要はありません。</p> <p>3. ～ 5. (現行どおり)</p>
<p>（ダイワ SMA 口座のサービス）</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2. 申込者は、本口座において行う有価証券等の取引について、専任の担当者による資産形成等のコンサルティングを受けることができます。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>（ダイワ SMA 口座のサービス）</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>2. 申込者は、本口座において行う有価証券等の取引<u>及び契約資産の管理</u>について、専任の担当者による資産形成等のコンサルティングを受けることができます。</p> <p>3. <u>前項の本口座には、信託管理型の場合における受託口座又は再受託口座も含まれます。</u></p>
<p>3. ～ 4. (略)</p> <p>（金銭の払込み）</p> <p>第 6 条 本口座に払い込まれる金銭（以下、「払込金」といいます。）は、当社が定める日に、一般口座から本口座への振替により行うものとします。</p>	<p>4. ～ 5. (現行どおり)</p> <p>（金銭の払込み）</p> <p>第 6 条 本口座に払い込まれる金銭（以下、「払込金」といいます。）は、当社が定める日に、一般口座から本口座への振替により行うものとします。<u>ただし、信託管理型の場合、金銭の払込みの取扱いは信託銀行の定めに従って行われるものとします。</u></p>

現行	改正
<p>(有価証券の管理)</p> <p>第7条 本口座において第5条第3項に定める運用サービスを利用するとき、当社は投資一任契約に基づき取得した有価証券を第3条第1項に定める約款に定める方法により管理します。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(有価証券の管理)</p> <p>第7条 本口座において第5条第4項に定める運用サービスを利用するとき、当社は投資一任契約に基づき取得した有価証券を第3条第1項に定める約款に定める方法により管理します。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>信託管理型の場合、本条は適用されません。</u></p>
<p>(有価証券又は金銭の返還)</p> <p>第8条 当社は、本口座において申込者から第5条第3項に定める投資一任契約を解約する請求を受けたとき又は投資一任契約の契約資産の額を減額する請求を受けたときは、請求を受けた契約資産の額を金銭にて返還します。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(有価証券又は金銭の返還)</p> <p>第8条 当社は、本口座において申込者から第5条第4項に定める投資一任契約を解約する請求を受けたとき又は投資一任契約の契約資産の額を減額する請求を受けたときは、請求を受けた契約資産の額を金銭にて返還します。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>信託管理型の場合、減額を含む契約資産の管理は信託銀行で行うため、金銭等の返還の取扱いは信託銀行の定めに従って行われるものとします。</u></p>
<p>(ダイワ SMA Web サービス)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2. 当社は、ダイワ SMA Web サービスの提供にあたり、次に掲げる事項により生じた申込者の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者による<u>ダイワ SMA</u>口座の利用が終了した場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7. ～10. (略)</p>	<p>(ダイワ SMA Web サービス)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、ダイワ SMA Web サービスの提供にあたり、次に掲げる事項により生じた申込者の損害については、その責を負わないものとします。<u>ただし</u>、当社の故意又は重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>3. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 申込者による<u>本</u>口座の利用が終了した場合。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>7. ～10. (現行どおり)</p>
<p>(その他付随サービス)</p> <p>第10条 申込者は、当社が<u>ダイワ SMA</u>口座保有者のために定める付随サービスの提供を受けることができます。また当社は、当該サービスの内容を随時変更することができます。さらに当社は、当社の判断で当該サービスの提供を停止することができます。</p>	<p>(その他付随サービス)</p> <p>第10条 申込者は、当社が<u>本</u>口座保有者のために定める付随サービスの提供を受けることができます。また当社は、当該サービスの内容を随時変更することができます。さらに当社は、当社の判断で当該サービスの提供を停止することができます。</p>

現行	改正
<p>(解約) 第12条 (略)</p> <p>2. 前項に基づき投資一任契約が解約された場合、当社は、申込者から別途の申込みを受けることなく、本口座の金銭及び有価証券を、一般口座に振替えた後、本口座を解約します。</p> <p>附則 この約款は、<u>平成26年4月1日</u>より適用されます。</p>	<p>(解約) 第12条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項に基づき投資一任契約が解約された場合、当社は、申込者から別途の申込みを受けることなく、本口座の金銭及び有価証券を、一般口座に振替えた後、本口座を解約します。<u>ただし、信託管理型の場合、金銭等の返還は信託銀行の定めに従って行われるものとし、本口座の解約は当社が合理的と判断した時期をもって行うものとします。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>令和2年1月20日</u>より適用されます。</p>